

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	宜野湾市 国民年金に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宜野湾市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する

特記事項

## 評価実施機関名

沖縄県 宜野湾市長

## 公表日

令和7年1月15日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	「国民年金法」及び「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」並びに「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」で規定されている事務 1. 第1号被保険者の資格取得届書、資格喪失届書及び種別変更届書の受理 2. 任意加入被保険者の資格取得届書及び資格喪失届書の受理 3. 付加保険料の納付・辞退届書及び該当・非該当届書の受理 4. 保険料の法定免除の理由届書及び理由消滅届書の受理 5. 基礎年金番号通知書の再交付申請書の受理 6. 保険料の産前産後免除の届書の受理 7. 保険料の免除、納付猶予及び学生納付特例に関する申請書等の受理 8. 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金及び死亡一時金に関する請求書等の受理 9. 各種届書等の受理 10. 日本年金機構から送付される処理結果一覧表の処理 11. 日本年金機構への各種情報提供事務 12. 特別障害給付金に関する請求書等の受理 13. 年金生活者支援給付金に関する請求書等の受理
③システムの名称	国民年金システム、可搬型照会用窓口装置
2. 特定個人情報ファイル名	
年金関係情報ファイル、個人住民税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の第46項、第116項、第128項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第59条、第68条の2 ・宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、第2項、第3項、別表第2の20項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	宜野湾市 市民経済部 市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号 宜野湾市役所 総務部 総務課 総務係 情報公開担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号 宜野湾市役所 市民経済部 市民課 年金係
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月9日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、年金事務に係る申請受付の際には、申請者にマイナンバーの記載を求めており、記載されたマイナンバーの真正性の確認については、マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票等で行い、マイナンバーを提供するものの本人確認は、マイナンバーカードや写真付身分証明書等により確認を行っている。	

9. 監査	
実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れて行っている</li> <li>2) 十分に行っている</li> <li>3) 十分に行っていない</li> </ol>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;">[    ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span>	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業員に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ol>
判断の根拠	特定個人番号が記載された書類は、鍵付きのキャビネットで保管している。また、不要文書を廃棄する際は、特定個人情報と混在していないか確認したうえで廃棄している。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	①国民年金システム ②庁内連携システム	①国民年金システム ②庁内連携システム	事後	
平成28年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の第31 国民年金法第3条の第1項、第3項	番号法第9条第1項 別表第一の31	事後	
平成28年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス	未定	実施しない	事後	
平成28年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス	・番号法第19条第7号 別表第二の事務 (別表第二における情報提供の根拠)		事後	
平成28年9月1日	II しいき値判断項目 5. 評価実施機関における担	市民課長 仲村 厚子	市民課長 津島 美智子	事後	
平成28年9月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年9月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	・国民年金法に関する事務の取扱い 1. 国民年金第1号被保険者(任意加入者)の資	国民年金法及び特定障害者に対する特別障害 給付金の支給に関する法律で規定されている	事後	
平成30年6月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の31 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定	番号法第9条第1項 別表第一の第31項、第83 項	事後	
平成30年5月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	市民課長 津島 美智子	市民課長	事後	
平成30年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	II しいき値判断項目 1. 取扱者数	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	国民年金法及び特定障害者に対する特別障害 給付金の支給に関する法律で規定されている	I「国民年金法」及びI「特定障害者に対する特別 障害給付金の支給に関する法律」並びに「年金	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の第31項、第83 項	番号法第9条第1項 別表第一の第31項、第83 項、第95項	事後	
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 1. 取扱者数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
	IVリスク対策	なし	新規追加(新様式への変更による記載事項の 追加)	事後	
令和2年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	I「国民年金法」及びI「特定障害者に対する特別 障害給付金の支給に関する法律」並びに「年金	I「国民年金法」及びI「特定障害者に対する特別 障害給付金の支給に関する法律」並びに「年金	事後	
令和2年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	①国民年金システム ②庁内連携システム	国民年金システム、庁内連携システム、個人住 民税システム、社会保険オンラインシステム	事後	
令和2年4月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	1.年金関係情報ファイル 2.死名管理情報ファイル	年金関係情報ファイル、個人住民税情報ファイル	事後	
令和2年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和2年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	5. 国民年金手帳の再交付申請書の受理	5. 基礎年金番号通知書の再交付申請書の受理	事後	
令和7年1月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	国民年金システム、庁内連携システム、個人住 民税システム、社会保険オンラインシステム	国民年金システム、可搬型照会用窓口装置		
令和7年1月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令 上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の第31項、第83 項、95項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令第24条の2、第59条、第68条の2 宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報 の提供に関する条例第4条第1項、第2項、第3 項	・番号法第9条第1項 別表第一の第46項、第 116項、128項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令第24条の2、第59条、第68条の2 ・宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報 の提供に関する条例第4条第1項、第2項、第3 項、別表第2の20項	事後	
令和7年1月15日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和6年11月30日	事後	
令和7年1月15日	II しいき値判断項目 1. 取扱者人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和6年12月9日	事後	
令和7年1月15日	IVリスク対策8.	なし	項目の追加及び様式の改正	事後	
令和7年1月15日	IVリスク対策11.	なし	項目の追加及び様式の改正	事後	